省令

○総務省令第五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、地方債に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣　川端　達夫

地方債に関する省令等の一部を改正する省令

（地方債に関する省令の一部改正）

第一条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（以下この条において「同意等」という。）」を削り、「得た地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中「同意等を」を「同意又は許可を」に改め、「及び借入先の変更に伴い、支払が外国通貨から本邦通貨に、又は本邦通貨から外国通貨に変更される場合」及び「（地方債のうち外国通貨で支払われるもの（以下この条において「外貨地方債」という。）について変更する場合を除く。）」を削り、「同意等に」を「同意若しくは届出又は許可に」に改め、同条第四号中「同意等を」を「同意又は許可を」に改め、「地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同意等に」を「同意若しくは届出又は許可に」に改め、同条第五号中「同意等」を「同意又は許可」に、「、第一号」を「又は第一号」に改め、「、外貨地方債の借換え又は外貨地方債への借換え」を削り、同条第六号及び第九号中「同意等」を「同意又は許可」に改める。

第一条の二を次のように改める。

（協議不要基準額の算定に用いる地方債）

第一条の二　令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。

一　公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために起こす地方債

二　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源に充てるために起こす地方債（第七号に掲げるものを除く。）

三　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために起こす地方債

四　国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるために起こす地方債

五　都道府県にあっては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税、市町村にあっては市町村民税の法人税割及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収額を埋めるために法第五条ただし書又は地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三の規定に基づき起こす地方債

六　法第三十三条の五の二の規定に基づき起こす地方債

七　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき起こす地方債

八　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

第二条及び第三条第一項中「第十条第三号」を「第十一条第三号」に改める。

第四条中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改める。

第五条中「第十一条第二号」を「第十二条第二号」に改める。

第六条中「第十一条第三号」を「第十二条第三号」に改める。

第七条中「第十一条第四号」を「第十二条第四号」に改める。

第八条の見出し中「に係る元利償還金及び準元利償還金に要する」を「の元利償還金及び準元利償還金に係る」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「に係る元利償還に要する経費」を「の元利償還金及び準元利償還金」に改め、同項第一号中「のうち地方債の元利償還に要するもの」を削り、同項第三号及び第四号中「のうち地方債の元利償還金に相当する額を基礎として算定されたもの」を削り、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

（一般会計等に含まれない特別会計）

第九条　令第十四条第三号に規定する総務省令で定める事業は、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

第十条及び第十一条　削除

第十二条中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第十三条を次のように改める。

（地方債の届出を要しない場合）

第十三条　法第五条の三第六項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、第一条第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる場合とする。

第十四条を次のように改める。

（市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法）

第十四条　当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村（特別区を含む。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一　廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二　廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ按分するものとする。

三　境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるように当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等を按分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。